

小菅村告示第1号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同報第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧する。

令和3年 3月9日

小菅村長 船木 直美



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No	所在	地番	林班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
1	小菅村字 梅木久保	2798	1	山林	0.5867 (0.7984)	2021年3月9日 ~2026年3月31日	
2	小菅村字 梅木久保	2813	1	山林	1.5900 (1.5137)	2021年3月9日 ~2026年3月31日	

2 縦覧場所

小菅村役場 源流振興課

小菅村のホームページ

(リンク <http://www.vill.kosuge.yamanashi.jp/> )

3 本公告により、小菅村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上